

医療法人の新設分割の認可 新旧対照表

新	旧
<p>3 新設分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、申請書には副本を添付すること。(同法施行規則第 35 条の 11 で準用する同法施行規則 <u>(削除)</u> 第 35 条の 8 及び同法施行規則 <u>(削除)</u> 第 36 条)</p>	<p>3 新設分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、申請書には副本を添付すること。(同法施行規則第 35 条の 11 で準用する同法施行規則規則第 35 条の 8 及び同法施行規則規則第 36 条)</p>